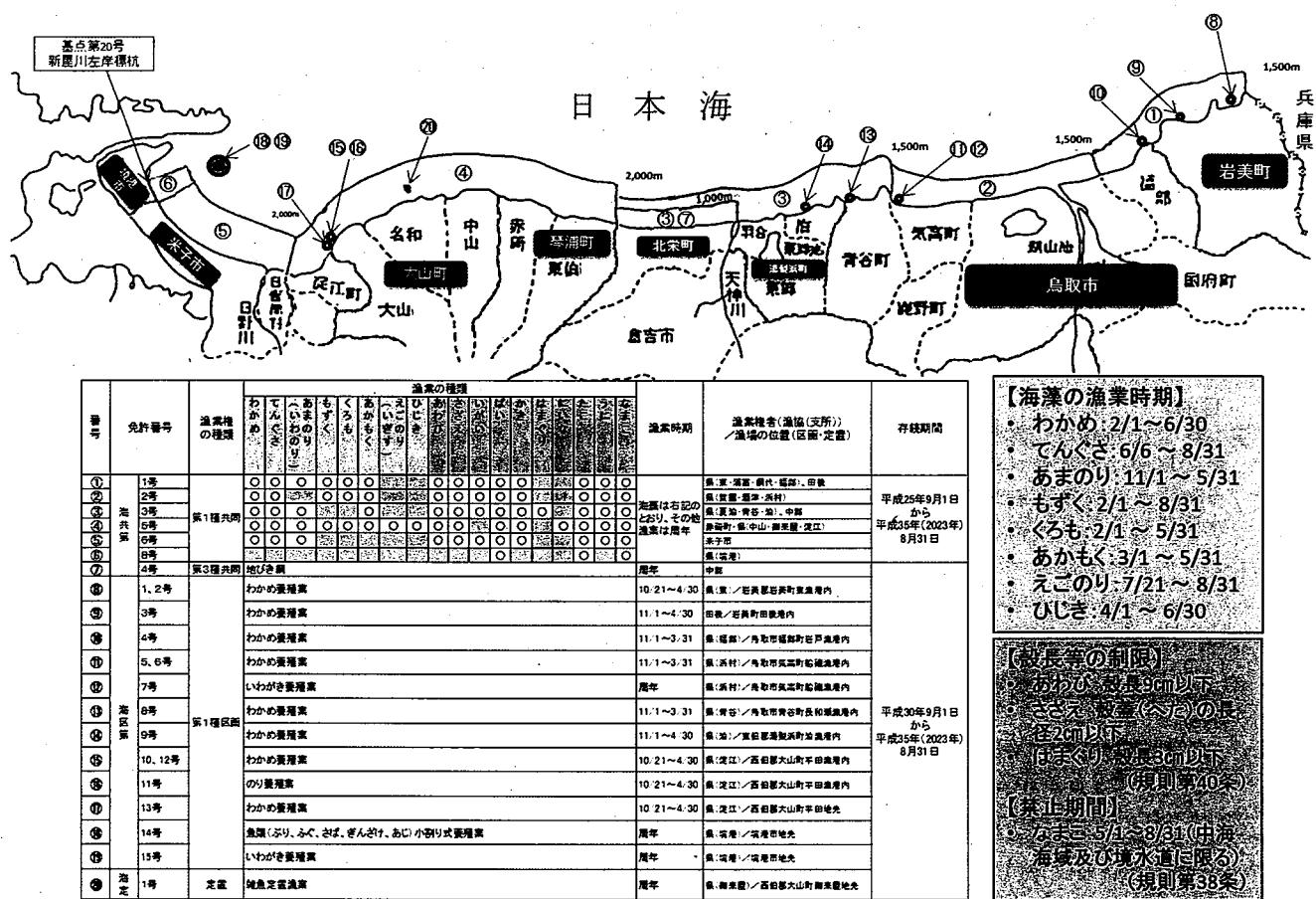


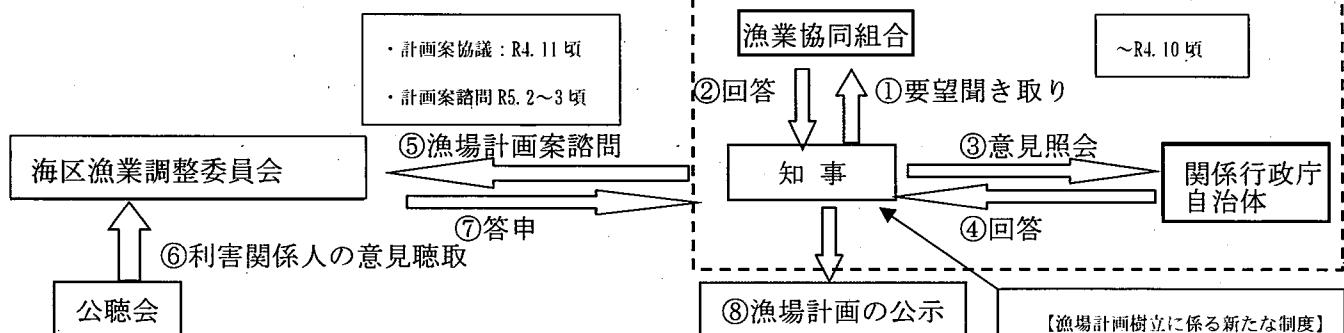
漁業権の切替について

1 現在の鳥取県海面における漁業権の免許内容

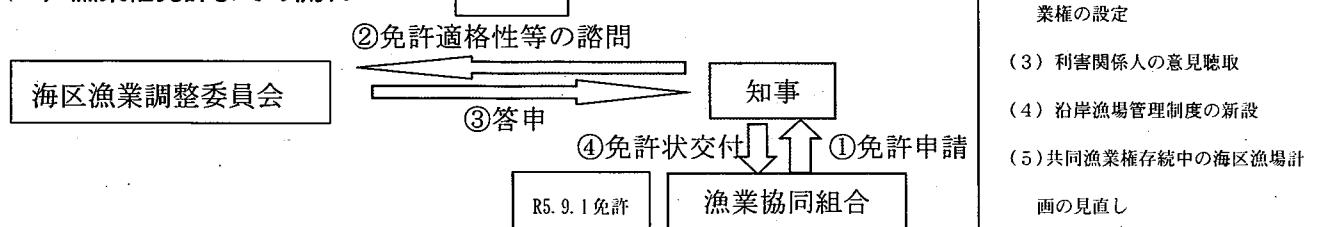


2 漁業権免許手続き

(1) 漁場計画樹立までの流れ



(2) 漁業権免許までの流れ



3 このたびの漁業権の切替について

令和5年9月に予定されている漁業権の一斉切替えは、改正後の漁業法（以下「法」という）に基づき行われる初めての一斉切替え。

改正後の法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られるよう規定が整備。

漁場計画の樹立等にあたっての主な変更点は次のとおり。

（0）改正漁業法の概要

第1 海面利用制度等の趣旨

改正漁業法

（目的）

第1条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

○ ポイント

- ・ 人口減少社会を迎える中、利用度が低下している漁場も見られるようになり、一層の海面の有効活用を図る必要がある。
- ・ 今般の漁業法改正では、漁業権等の海面利用に関する基本的制度を見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようにした。

ガイドライン（海面利用制度等の趣旨）

- ・ 人口減少社会を迎える中、沿岸水域においては、利用度が低下している漁場も見られるようになり、今後は、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規の漁場の確保・有効活用を含め、一層の海面の有効活用を図る必要。
- ・ こうした状況に対応するためには、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の意見を聽いた上で、その利用を確保しつつ、協業や地域内外からの参入を含め、水面の総合的な利用を図ることが必要。
- ・ 今般の漁業法の改正においては、漁業の免許をはじめとする海面利用に関する基本的制度を見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようにするもの。

第2 国及び都道府県の責務

（国及び都道府県の責務）

第6条 国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。

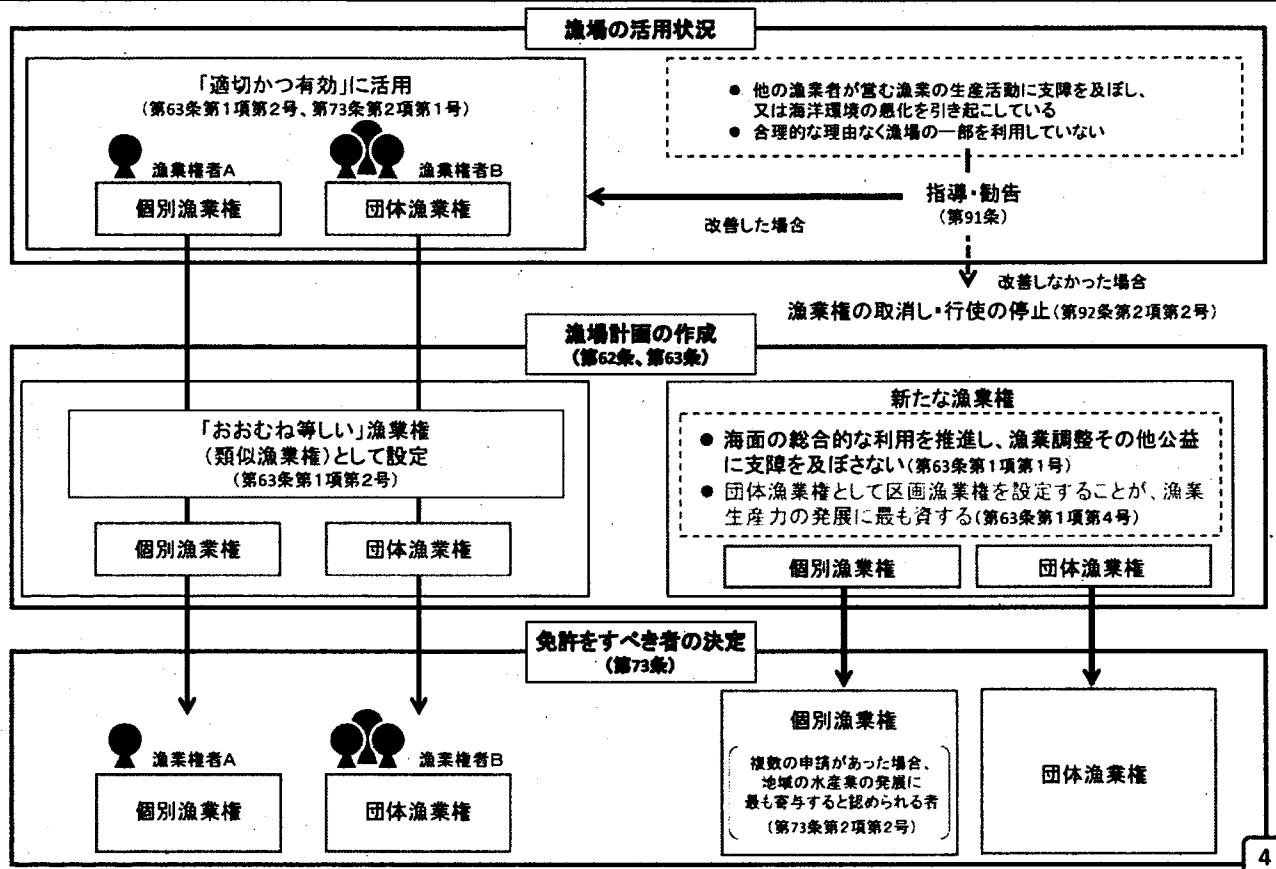
○ ポイント

- ・ 国及び都道府県が、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図る必要がある。
- ・ 漁業生産力の発展に向け、国及び都道府県が積極的に対応することが重要である。

ガイドライン（責務）

- ・ 国及び都道府県は、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係者との十分な議論を行い、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れていくとともに、当事者間の話し合いの場を設定し、論点を明らかにしながら協議を促進し、紛争の防止やその解決に責任をもって取り組むものとする。

(参考) 海区漁場計画の作成から漁業権の取得までの流れ



(1) 海区漁場計画の要件

○ ポイント

- ・漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成する必要がある。
- ・海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に水面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要である。

5

- 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとされている（法第62条第1項及び第67条第1項）。
- 海区漁場計画は、それぞれの漁業権が海区に係る海面の総合的な利用の推進、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定され、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権が計画に設定されていることを要件とする（法第63条第1項第1号及び第2号）。

活用漁業権…適切かつ有効に活用されている漁業権

「適切かつ有効」に活用…漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況

「適切かつ有効」の判断…生産金額や生産数量、組合員行使者数に加え、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令順守の状況等の事情を総合的に考慮する。

「適切」の判断基準…漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり水域環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要。

「有効」の判断基準…漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要。

第3-2 海区漁場計画（適切かつ有効①）

ガイドライン

- 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

【適切の判断基準の具体例】

- ①漁業関係法令を遵守している
- ②漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④資源管理を適切に実施している
- ⑤漁場改善計画に基づく取組が行われている

【有効の判断基準の具体例】

- ①操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ②養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる

- 次の場合の「適切かつ有効」の判断に活用するチェックシート（P7参照）を別添として添付しており、都道府県はこれにより運用する。
 - ① 法第63条第1項第2号（海区漁場計画の要件等）
 - ② 法第73条第2項第1号（免許をすべき者の決定）
 - ③ 法第91条（指導及び勧告）
- 制度運用が適切に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。
- 漁業関係以外を含め法令違反の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

6

第3-2 海区漁場計画（適切かつ有効②）

チェックシートの構成

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関する
チェックシート

漁業権番号〇〇 漁業権者××

年月日 部署及び担当者氏名△△

チェック項目 (※右参照)	合理的理由 の有無	該当する場合 に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
(1) ...			
(2) ...			
2 適切の判断基準			
(1) ...			
...			
(12) その他			
3 有効の判断基準			
(1) ...			
...			
(5) その他			
4 評価		問題なし／問題あり	
判断理由			
(注) ...			

* チェックの際の調査等は、漁業権者の過度な負担とならないように留意

（各チェック項目）

1 資源管理の状況等の報告

- (1)漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている
- (2)前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している

2 適切の判断基準

- (1)漁業関係法令を遵守している
- (2)法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している
- (3)漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- (4)漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- (5)資源管理を適切に実施している
- (6)漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）
- (7)漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない
- (8)通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない
- (9)過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない
- (10)漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させっていない
- (11)甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている
- (12)その他

3 有効の判断基準

- (1)操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- (2)養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）
- (3)漁場の全てを利用している
- (4)漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている
- (5)その他

7

【活用漁業権の取扱】

- 活用漁業権ではないと判断された場合は、類似漁業権として海区漁場計画には設定されず、水面の総合的な利用の観点から、当該漁場の取扱いについて検討する。
- この際、当該漁場に引き続き漁業権を設定する場合には、漁業権者は適切かつ有効に活用するよう努める責務があることも踏まえ、漁業権の内容の必要な見直しを行った上で、新規の漁業権として海区漁場計画に設定する。

(2) 類似漁業権

- 活用漁業権があるときは、法第63条第1項第2号の規定に基づき、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）が海区漁場計画に設定されていなければならない。

【考え方】

- 「おおむね等しい」とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定。
- 「おおむね等しい」と認められるか否かは、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業者が、従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断する。この考え方に基づいて行われる漁業権の内容の調整は可能であるので、漁場の状況や利用実態等を踏まえ対応する。

【新規の漁業権の公示】

- 海区漁場計画（計画の案を含む）を作成して公表する際、新規の漁業権（類似漁業権ではない漁業権として設定する漁業権）については、新規の漁業権である旨を明示した上で公表する。

(3) 利害関係人の意見聴取

【手続き】

- 利害関係人の意見聴取の手続きが新設（法第64条第1項から第3項）
- 利害関係人の意見聴取を開始するに当たっては、閲覧が容易な都道府県ホームページに掲載するなどインターネットの利用その他適切な方法により公表する。
- 意見聴取の結果は、聴いた意見に県の検討（回答又は考え方）を併記して公表する。この対応については、行政手続法に基づく意見公募手続き（パブリックコメント）に準じて対応する。

【検討】

- 提出された意見については、利害関係人に当たるかを確認した上で、その意見が法第63条第1項の要件に該当するものか否か、新たな漁業権については同条第2項の海面全体の最大限の活用につながるものか否かにより検討する。

【範囲】

- 利害関係人として意見を述べようとする際は、当該事案について利害関係のあることを疎明されていることが必要である。

(4) 沿岸漁場管理制度の新設

- 都道府県知事は、水産動植物の生育環境の保全等のため保全活動を実施すべき保全沿岸漁場を海区漁場計画に設定し、法第109条第1項に基づき、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人を、沿岸漁場管理団体として指定することができますこととされた。
- 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。当該規程には、保全活動に要する費用の見込みに関する事項を規定することとされているが、この際、当該費用の一部について保全活動の受益者に対して協力を求めようとするときの金額を記載することができる。

（漁場の保全活動を本制度によらず漁協等の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能。）

- 保全活動の受益者から、その保全活動の費用の一部の負担を求めているような場合に、沿岸漁場管理制度の下で行われることが適当であり、沿岸漁場管理規程にその額及び算定の根拠並びに使途を示し、手続きの透明性と信頼性が確保される。

(5) 共同漁業権存続中の海区漁場計画の見直し

【10年免許】

- 共同漁業権の存続期間が10年となっている一方で、海区漁場計画は5年ごとに作成することとされているため、その際、存続期間中に切替えの時期でない共同漁業権が含まれることになる。
- しかし、その場合であっても、法第63条の趣旨に則り、海面の総合的な利用を推進するため、5年ごとに海区漁場計画の作成に係る手続きとして、法第64条の手続き（利害関係人の意見聴取）を行う必要がある。

【その他】

(1) 漁業権漁場の緯度経度表示の原則化

- 海面における漁業権の漁場の区域（法第62条第2項第1号イ）は、次期切替え時より、対応が困難な事情がある場合を除き、緯度経度による表記により定める。

(2) 区画漁業における1漁場1行使者の勘案事項の撤廃

- 特定区画漁業権（藻類養殖業、垂下式養殖業、小割り式養殖業）を除く区画漁業権は、従前より、1漁場1行使者を念頭に漁場計画を樹立することについての勘案事項を示されてきたが、当該記述が削除。

【団体漁業権の設定】

- 海区漁場計画の作成に当たり、団体漁業権として区画漁業権を設定するかどうかは、既存の団体漁業権がある場合にあっては適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）であるかどうか、新規の漁業権を設定しようとする場合にあっては法第63条第1項第4号のとおり団体漁業権として設定することが漁業生産力の発展に最も資すると認められるかについて検討及び整理が行われた上で、判断されることとなる。

（団体漁業権として区画漁業権を設定）

- 団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定される。例えば、以下の場合等が想定される。
 - ① 多数の組合員に個別に免許することにより漁場の細分化や漁場利用の固定化を招き、漁業生産力の発展に支障を及ぼす場合
 - ② 複数の区画漁業権が重複して設定される際に利用者間を調整し、水面の立体的利用を可能とする場合
 - ③ 多数の漁業者が共同して販売する場合、養殖業に参画しようとする新規就業者に技術の普及を図ろうとする場合その他経営問題に精通した中立的な有識者が関与した具体的な実行計画により地域経済の発展に資することが明らかである場合

(3) 区画漁業における1漁業権1漁業種類の原則の撤廃

- 1漁業権につき1漁業種類によることを原則としてきたが、当該記述が削除された。

【見直し】

- 区画漁業権の漁業の種類については、近年、新たに秋から春に海面で行われるサーモン養殖の取組が増えていることや、近年の海洋環境変化に対応するため既存の養殖漁場で新しい魚種の養殖への取組などが各地で試みられていることを踏まえ、こうした現場の取組を阻害することのないよう、必ずしも魚種を1種類に限定しないことや、魚類養殖業のように魚種を指定しないこととしてよい。
- これに当たって、従前は1漁業権1漁業種類の漁業権としていたものについて、例えば「まだい小割式養殖」を「魚類小割式養殖」に、「わかめ垂下式養殖」を「藻類垂下式養殖」に変更することは、これを類似漁業権として海区漁場計画に設定することとしてよい。

第5 漁業権行使規則、第6 行使料その他の金銭徴収

(漁業権行使規則等)

第106条

3 漁業権行使規則及び入漁権行使規則には、次に掲げる事項を規定するものとする。

三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額

○ ポイント

- ・ 団体漁業権を有する漁協等は、組合員等の理解を得つつ、当該漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収することができる。行使料の額及び徴収方法については、総会の決議を経る必要がある。
- ・ 都道府県は、透明性及び公平性が確保されるよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

ガイドライン

(漁業権行使規則)

- ・ 新たに、漁業権行使規則等に規定する事項として、その有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合に漁業協同組合等が組合員行使権者に金銭を賦課するときはその額が追加。

(行使料)

【行使料の内容として合理性のあるものの例示】

- ・ 直接漁場の管理に必要な経費 当該漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等に必要な経費
- ・ 間接的な経費 当該漁業権の管理上必要な通信費等

【行使料に含めることが妥当でないものの例示】

- ・ 実施されていない役務に対する金銭徴収・支払金の名目と実際の用途が異なる金銭徴収・内容が合理的でない金銭徴収

(行使料の算定)

- ・ 人件費、旅費、消耗品費等、役務に係るコストを把握した上で金額を提示し、地域の実情に即した漁業及び養殖業が円滑に行われるよう関係者の相互理解を十分に図り、金額を設定することが適当。合理的な理由なく行使料に著しい格差を設けないようにする必要（特に魚類養殖について、理由なく周辺地域と比して著しく高い設定されないようにする必要）。
- ・ 組合員行使権者が費用の妥当性を確認できる算定根拠と金額を明示した上で総会に諮る等、透明性を確保する必要。

(その他の金銭徴収)

- ・ 組合員以外の者を含む海面利用者に漁場環境維持や漁場監視などの経費の負担を求める場合、書面によることとし、内容・用途や算定根拠について合理性・妥当性があり、かつ収納及び管理についても透明性・公平性が確保される必要がある。
- ・ 行使料に含めることが妥当でないとして例示したものについては、同様に徴収しない。

13

(参考1) 漁業権について

1 漁業権の法的性質（法第60条、69条、77条）

- (1) 漁業権とは、知事の免許により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を一定の期間、営む権利。
- (2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。
妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利
妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

2 漁業権漁業の種類

(1) 共同漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の水面を関係地区の漁業者が共同に利用して営む漁業。

- ・ 第一種共同漁業：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業
- ・ 第三種共同漁業：特定海面において営む地びき網漁業等

(2) 区画漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の区域において営む養殖業。

- ・ わかめ養殖、のり養殖、かき養殖、魚類小割り式養殖など

(3) 定置漁業（存続期間：5年）

一定の区域において営む身網の設置される最深部の水深が27m以深の定置網漁業。

(参考2) 根拠法令

○漁業法（抜粋）

(都道府県による水面の総合的な利用の推進等)

第61条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

(海区漁場計画)

第62条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。以下略。

2 海区漁場計画においては、海区（第136条第1項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

二 存続期間（第75条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第72条及び第106条第4項において同じ。）

ト イからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第63条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時において適かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第2項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第2項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第2項第一号ニについて、第75条第1項の期間より短い期間を定めるに当たつては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たつては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

第64条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならぬ。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して3月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(農林水産大臣の助言)

第65条 農林水産大臣は、前条第二項の検討の結果を踏まえて、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他海区漁場計画に関して必要な助言をすることができる。

(農林水産大臣の指示)

第66条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画を変更すべき旨の指示その他海区漁場計画に関して必要な指示をすることができる。

一 前条の規定により助言をした事項について、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるとき。

二 都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるとき。

(沿岸漁場管理団体の指定)

第109条 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができる。

一 次条に規定する適格性を有する者であること。

二 役員又は職員の構成が、保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 保全活動以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

いこと。

- 2 都道府県知事は、保全活動の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による指定をするに当たり、条件を付けることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

(沿岸漁場管理団体の適格性)

第110条 沿岸漁場管理団体の適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 その役員又は政令で定める職員のうちに暴力団員等がある者であること。
- 二 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 三 適確な経理その他保全活動を適切に実施するために必要な能力を有すると認められること。

(沿岸漁場管理規程)

第111条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 沿岸漁場管理規程には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標
- 二 保全活動を実施する区域及び期間
- 三 保全活動の内容

四 保全活動の実施に関し遵守すべき事項

五 保全活動に従事する者（第八号において「活動従事者」という。）のうち保全沿岸漁場において漁業を営む者及びその他の者の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項

六 保全活動により保全沿岸漁場において漁業を営む者その他の者が受けと見込まれる利益の内容及び程度

七 前号の利益を受けることが見込まれる者の範囲

八 保全活動に要する費用の見込みに関する事項（当該費用の一部の負担について前号の者（活動従事者を除く。以下この節において「受益者」という。）に協力を求めようとするときは、その額及び算定の根拠並びに用途を含む。）

九 前各号に掲げるもののほか、保全活動に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

3 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第1項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一 保全活動を効果的かつ効率的に行う上で的確であると認められるものであること。

二 不当に差別的なものないこと。

三 受益者に第2項第八号の協力（第113条及び第114条において単に「協力」という。）を求めようとするときは、その額が利益の内容及び程度に照らして妥当なものであること。

6 都道府県知事は、第1項又は第3項の認可をしたときは、沿岸漁場管理団体の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(沿岸漁場管理団体の活動)

第112条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとする。

2 沿岸漁場管理団体は、農林水産省令で定めるところにより、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を海区漁業調整委員会に報告するとともに、公表するものとする。

(保全活動への協力のあつせん)

第113条 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりあつせんを求められた場合において、当該受益者の協力が特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

(協力が得られない場合の措置)

第114条 前条第二項のあつせんを受けたにもかかわらず、なお受益者の協力が得られないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じている場合において、第64条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により沿岸漁場管理団体がその支障の除去に関する意見を述べたときは、都道府県知事は、海区漁場計画を定め、又は変更するに当たり、当該意見を尊重するものとする。

2 都道府県知事は、前条第二項のあつせんをしたにもかかわらず、なお受益者（保全沿岸漁場において漁業を営む者に限る。）の協力が得られることにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じていると認めるときは、第58条において準用する第44条第1項若しくは第2項の規定又は第86条第1項、第93条第1項若しくは第119条第1項若しくは第2項の規定により必要な措置を講ずるものとする。

(保全活動の休廃止)

第115条 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事が前項の規定により保全活動の全部の廃止を認可したときは、当該沿岸漁場管理団体の指定は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第1項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第116条 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行つておらず、又は第109条第2項の規定により付けた条件を遵守していないと認めるときは、当該沿岸漁場管理団体に対して、保全活動を適切に行うべき旨又は当該条件を遵守すべき旨を勧告するものとする。

2 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が第百十条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた沿岸漁場管理団体がその勧告に従わないとときは、その指定を取り消すことができる。

4 前2項の場合には、第89条第3項から第7項までの規定を準用する。

